

確認日： 令和 年 月 日

## 購入予定物件に関する確認書（工事内容確認住宅）

【フラット35】リノベ

御中

申込人(自署)(氏名)

連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)

物件所在地(地名地番)

私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、貴機関あてに【フラット35】リノベの申込みを行うに当たり、購入予定物件について、リフォーム工事前の「事前確認」を省略できる物件であることを次表のとおり確認しました。

なお、下記注意事項の①から③までの事項について了解しています。

当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても異議ありません。

【表1】の分類1または分類2のいずれかに該当する住宅(対象住宅)であることを確認してください。また、分類2の住宅について、【表2】の技術基準等を確認してください。

## 【ご注意事項】

【表1】の分類1または分類2に該当しない場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です。  
(「中古マンションらくらくフラット35(※1)」に該当するマンションは本確認書ではなく、「適合証明省略に関する申出書」を金融機関にご提出ください。)

## 【表1】適合証明手続省略の対象住宅(確認内容の詳細は記載方法をご参照ください。)

分類	内容確認欄 (いずれかにチェック)	確認内容 (該当する分類の全ての確認内容を確認できること)	確認書類等(*) (複数あるものはいずれかで可)	金融機関 記入欄
1	築年数 10年以内	<input type="checkbox"/> ・築年数が10年以内の住宅であること。 ・新築時に【フラット35】の融資を利用していること。	・検査済証、登記事項証明書等 ・登記事項証明書 ・売主に確認(※2)	
2	長期優良 住宅	<input type="checkbox"/> ・所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。 ・築年数が20年以内の住宅であること。	・長期優良住宅認定通知書等 ・検査済証、登記事項証明書等	

(\*)確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

## 【表2】技術基準等の適合確認表(表1の分類2に該当する場合は、全ての下表の内容確認欄が全て「適合」であることが必要です。)

番号	技術基準等	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認内容	確認書類等 (複数あるものはいずれかで可)	金融機関 記入欄
		適合	不適合			
1	増築・改築 の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新築時から増築または改築が行われていないこと。	・登記事項証明書	
2	住宅の床面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅にあっては、70㎡以上であること。 ・共同建て住宅にあっては、30㎡以上であること。	・登記事項証明書等	
3	併用住宅 の床面積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	《併用住宅(※3)の場合のみ》 ・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	・販売チラシ ・登記事項証明書等 ・直接、目で見て確認	
4	戸建形式等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	《共同建て住宅または重ね建て住宅の場合のみ》 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	・火災保険証券	
5	接道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	・確認済証または検査済証 ・直接、現地で計測	
6	規格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原則として2以上の居居室、炊事室、便所および浴室(浴槽を設置したもの)があること。	・直接現地で確認	

※1 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

※2 新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】(保証型)であった場合、この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】(保証型)を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主が受けた融資に係る情報(融資物件に関するものに限ります。)を利用することについて、売主の同意を得てください。

※3 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅(詳しくは記載方法を参照)のことをいいます。

## ▼注意事項

建築基準法に不適合な場合は融資の対象とならないことがあります。

検査機関コード

9989

2024年4月